

座間市特産品・推奨品の募集要項

座間らしい魅力のある貴方のお店の商品を、『座間ブランド』として市民や観光客にアピールしてお店の販売促進につなげ、合わせて地域活性化に寄与することを目的として、新たな参加商品を募集いたします。

座間市特産品・推奨品等認定協議会では、この認定制度を平成16年にスタートしてから座間市観光協会や市内各種団体と共に、ひまわりまつりやふるさとまつり等の各種イベントにも参加し、現在認定されている特産品・推奨品も24点となり、多くのマスコミにも取り上げられその知名度も年々高まっております。農産物や食品のみならず、工芸・民芸品等広く座間を元気にするご自慢の逸品のご応募をお待ちしております。

記

【認定基準】：いずれも郷土を代表すると共に品質等に優れたもの。

- ①特産品：市内で生産された農産物等の一次産品又はそれらの農産物等を主原料（50%以上）として製造もしくは加工されたもの
- ②推奨品：市内で生産された農産物等の一次産品を原料（50%未満）、又は本市の地域資源（産物、歴史、文化等）を活用して製造もしくは加工されたもの
- ③農産物を除く生産量及び供給体制が安定し、且つ市場で6ヶ月以上販売されているもの。

【募集受付期間】：平成23年9月22日（月）～平成23年10月22日（土）

【申請方法】

- ①申請用紙は、座間市観光協会のホームページか、同協会内の特産品等認定協議会事務局又は座間市役所・座間市商工会・さがみ農業協同組合・市商店会連合会窓口で入手し、期間内に特産品等認定協議会事務局へご持参下さい。（1点1葉）
- ②1事業所（店舗、団体）につき新規2点以内、更新3点以内とし、申請料1点につき1,000円（申請書ご持参の際お支払下さい）

《参考》☆認定料：1品目5,000円 ☆更新料1品目3,000円 ☆認定シール：1枚/3円
（何れも認定後）

【審査機関】

市内の商工農団体・有識者・学識経験者・消費者・行政機関で構成される市特産品等認定審査委員会にて審査・認定いたします。審査会は10月下旬を予定しております。

【認定によるメリット】

◎認定証・認定プレートの交付◎各種イベント優先出店◎各種メディアへの優先紹介

お問い合わせは

座間市観光協会内座間市特産品等認定協議会事務局まで

TEL：046-205-6515 FAX：046-205-6516

観光協会 HP：http://www.zama-kankou.jp